

島根県保健環境科学研究所における公的研究費に関する不正防止計画

制定 平成28年4月1日
改正 令和5年11月27日

1 責任体系の明確化

| 不正を発生させる要因 | 具体的な対応 |
|----------------------------------|---|
| ・時間の経過に伴い、不正防止に対する関係者の責任意識が低下する。 | ・年度当初に所長（最高管理責任者）、総務企画部長（統括管理責任者）、感染症疫学部長及び環境科学部長（コンプライアンス推進責任者）、総務企画課長及び各科長（コンプライアンス推進副責任者）からなる「コンプライアンス検討委員会」を開催する。その後も定期的に打ち合わせを実施し、意識の向上を図る。 ・各責任者の異動に際しては、引継を明確に実施し、責任意識の低下を防止する。 |

2 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

| 不正を発生させる要因 | 具体的な対応 |
|----------------------------|--|
| ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 | ・構成員に対し、行動規範、不正使用防止に関する基本指針、運営管理規程、執行に関する運用規程、他機関における不正使用等防止に向けた取組等を周知させるため、研究費の使用及びコンプライアンス等に関する研修会受講を義務化し、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・公的研究費採択者及び執行に関わる者から誓約書の提出を義務化する。 |

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正を発生させる要因 | 具体的な対応 |
|---------------------------|--|
| ・不正防止計画に想定しなかった不正事案が発生する。 | ・不正事案の調査により、不正発生要因を明らかにするとともに、その再発防止策を検討した上で不正防止計画に追加する。 |

4. 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正を発生させる要因 | 具体的な対応 |
|-------------------------|--|
| ・年度末に予算執行が集中する。 | ・年度当初に年間実施計画書の提出を義務化し、コンプライアンス検討委員会が執行状況を把握する。 ・繰越制度を利用した翌年度使用の手続き等について周知を徹底する。 |
| ・発注段階での財源特定が不明である。 | ・執行状況を的確に把握できるよう、発注段階での財源特定を徹底する旨、執行説明会等で指導する。 |
| ・納品検収体制が不十分である。 | ・公的研究費により購入した用品・備品にはラベルを貼付するとともに、毎年現物確認を行う。 |
| ・過度や長年に渡る取引から業者との癒着を生み、 | ・執行の度に複数の事務担当者で取引業者の確認を行い、取引に偏りがないかをチェックする。 |

| | |
|-------------------|--|
| 不正な取引に発展する可能性がある。 | ・年間の取引額が一定額以上となる業者に対して誓約書の提出を求める。 |
| ・出張の事実確認が不十分。 | ・出張報告書の提出を義務づけ、証拠書類との照合を徹底した上で支出を執行する。 |

5. 情報発信・共有化の推進

| 不正を発生させる要因 | 具体的な対応 |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ・通報窓口がわかりづらいため、不正が表面化しない。 | ・所内窓口を含めた通報窓口設置及び通報者の保護についての周知徹底を図る。 |

6. 実効性の高いモニタリング体制の整備

| 不正を発生させる要因 | 具体的な対応 |
|------------------------|---|
| ・不正防止を推進する体制の検証が必要である。 | ・内部監査の実施に際しては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を隨時見直し効率化・適正化を図る。 |